

交野ブランド「カタノのチカラ」認定基準

(目的)

第1条 この基準は、交野ブランド「カタノのチカラ」認定制度実施要綱第3条の規定に基づき、交野ブランド「カタノのチカラ」を認定するにあたり、必要な基準を定めるものとする。

(区分の定義)

第2条 食料品とは、加工食品・菓子・酒類・飲料・調理加工品をいう。また製品とは、製造加工された商品のうち工業用製品を除くものをいう。

(認定基準)

第3条 交野ブランド「カタノのチカラ」の認定基準は、別表のとおりとする。

(その他)

第4条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表

区分 基準	食料品	農産物	製品
(1) 地域性	<p>ア 事業場所【必須】 本店または事業拠点が市内にあり、かつ、市内で生産、製造、加工または販売されるもの。ただし、市内で生産、製造、加工及び販売のいずれもできない場合でも、理由を説明して承認を受けたものは対象とする。</p> <p>イ 交野らしさ【必須】 交野ならではの資源（自然・歴史・風土・文化・人物等）に根ざしたものの。</p> <p>ウ 交野産の素材活用【必須】※ただし、食品（加工食品、菓子、酒類、飲料、調理加工品）に限る。 市内で生産された素材にこだわって使用し、そのことにより商品と交野の魅力が向上しているもの。</p>	<p>ア 事業場所【必須】 農業者であって、かつ、市内の農地で生産されるもの。</p> <p>イ 交野らしさ【必須】 交野ならではの資源（自然・歴史・食文化等）に根ざしたものの。</p>	<p>ア 事業場所【必須】 本店または事業拠点が市内にあり、かつ、市内で生産、製造、加工または販売されるもの。ただし、市内で生産、製造、加工及び販売のいずれもできない場合でも、理由を説明して承認を受けたものは対象とする。</p> <p>イ 交野らしさ 交野ならではの資源（自然・歴史・風土・文化・人物等）に根ざしたものの。</p> <p>ウ 交野産の素材活用 市内で生産された素材にこだわって使用し、そのことにより商品と交野の魅力が向上しているもの。</p>
(2) 独自性	<p>ア 商品特性（品質・形状・機能・味覚・ネーミング・デザインなど）や、生産・製造・加工方法・技術において、類似品の商品と比較して優位性または差異性があるもの。【必須】</p> <p>イ 本市の伝統品又は商品として、既に認知されており、長年にわたり生産、製造、加工、販売されている実績のあるもの。</p>	<p>ア 農産物の品質（形状・味覚など）、ネーミングなどを含み、生産方法・技術において、差別化できるもの。【必須】</p> <p>イ 農産品として、既に認知されており、長年にわたり生産されている実績のあるものまたは過去に生産し、親しまれていたものを復活させるもの。</p> <p>ウ 販売実績があるもの。</p> <p>エ 生産性・複数の農家で安定的に供給できるもの。【必須】</p>	<p>ア 商品特性（品質・形状・機能・ネーミング・デザインなど）や、生産・製造・加工方法・技術において、類似品の商品と比較して優位性または差異性があるもの。【必須】</p> <p>イ 本市の伝統品又は商品として、既に認知されており、長年にわたり生産、製造、加工、販売されている実績のあるもの。</p>
(3) 信頼性	<p>ア 安全・安心【必須】 関係する法令・基準を遵守し、安全と安心に配慮して生産・製造・加工または販売されたもの。</p> <p>イ 環境配慮 生産・製造・加工・販売活動において、環境への負荷をできるだけ小さくなるように努めているもの。</p> <p>ウ 社会貢献 関連産業への波及効果や地域雇用の促進につながる見込みがあるもの。</p>	<p>ア 安全・安心【必須】 大阪エコ農産物に認定されているもの又は、組織、企業において品質等の信頼性を向上させるため、独自の規制を明確にしているもの</p> <p>イ 社会貢献 地域産業への波及促進につながる見込みがあるもの。</p>	<p>ア 安全・安心【必須】 関係する法令・基準を遵守し、安全と安心に配慮して生産・製造・加工または販売されたもの。</p> <p>イ 環境配慮 生産・製造・加工・販売活動において、環境への負荷をできるだけ小さくなるように努めているもの。</p> <p>ウ 社会貢献 関連産業への波及効果や地域雇用の促進につながる見込みがあるもの。</p>

附 則

この基準は、交付の日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年1月8日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年10月1日から施行する。